

## 令和8年度 西原村会計年度任用職員募集要領（随時）

### 1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されると一般職の地方公務員となり、地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、その他地方公務員法に定める服務規定（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

### 2 募集職種

別紙「令和8年度 募集一覧（随時）」参照

### 3 勤務条件

任用期間	任用の日から令和9年3月31日まで ※人事評価による再度の任用制度があります。任用開始から原則1ヶ月間は、条件付採用となります。
勤務形態	別紙「令和8年度 募集一覧（随時）」参照
休日	職種によって異なります。 ※別紙「令和8年度 募集一覧（随時）」参照
給与・報酬等	職種によって異なります。 ※別紙「令和8年度 募集一覧（随時）」参照 ※給与改定により、給与・報酬単価が改定される場合があります。
手当等	・ 期末手当、勤勉手当 ※週15時間30分以上勤務、かつ任期が6ヶ月以上の場合支給します。 ・ 通勤手当（通勤費用弁償） ※距離等に応じて支給します。 ・ 時間外勤務・休日勤務手当 ※職種により、時間外勤務及び休日勤務を命じる場合があります。
休暇	年次休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間 ※年次休暇については、雇用された日から6ヶ月以上継続勤務した場合、勤務条件や勤務時間に応じて付与します。
健康保険 厚生年金保険	加入要件を満たす場合に加入します。
雇用保険	加入要件を満たす場合に加入します。
公務災害 労災保険	職種によって、公務災害補償保険又は労災保険に加入します。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。
その他	給与等支給日は原則毎月21日。ただし、その日が祝日等による場合は、その日以前の開庁日。（※時間外勤務等の実績に応じて支給するものは翌月21日支給） ※フルタイム会計年度任用職員は当月払い、パートタイム会計年度任用職員は翌月払い。

#### 4 応募資格

次のいずれか（地方公務員法第 16 条）に該当する人は、受験できません。

ア. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ. 西原村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

#### 5 選考方法及び合格発表

(1) 書類（任用申込書における経歴等）により書類選考採用をおこないます。

また、面接を行う場合があります。

(2) 合格発表については、随時実施

※選考の結果、合否通知書を本人宛に送付します。

#### 6 申込方法・応募書類

郵送の場合は、下記必要書類を封筒に入れ、簡易書留などの確実な方法で送付してください。

直接持参する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で受付を行います。

ただし、土曜日、日曜日、祝日は持参による受付は行いません。

- ・任用申込書・随時（様式第 4 号） 1 部 ※顔写真添付
- ・免許資格等を必要とする職種については、「免許・資格証等の写し」も併せて提出してください。

≪送付先・募集担当課≫

〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259 番地

西原村役場 総務課 総務係 宛

電話 096-279-3100

#### 7 応募受付期間

随時受付を行います。

※採用決定者が募集人数に達した職種は、その時点で募集を終了します。

※採用決定前であっても応募者が募集人数に達している場合は、募集を終了することがあります。